

平成 23 年 1 月 24 日

社債権者様 各位

当社発行に係る社債の取得を検討されている方 各位

東京都新宿区西新宿八丁目 15 番 1 号
更生会社 株式会社武富士
管 財 人 小 畑 英 一

弊社会社更生手続における振替社債の取扱いに関して

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社の会社更生手続により、関係者の皆様方に多大なご迷惑をお掛けしておりますことを、あらためてお詫び申し上げます。

さて、当社発行に係る「株式会社武富士第 8 回無担保社債」（以下、「本件社債」といいます。）につきましては、株式会社証券保管振替機構の一般債振替制度（いわゆる「ほふり制度」）を利用しているため、株式会社証券保管振替機構及び一般債振替制度口座管理機関を通じて各社債権者の皆様に関する情報提供をお願いしております¹。

現在、当社は社債権者であるのご連絡を頂いた皆様に対して、順次、当社更生手続開始決定通知書、債権届出書等をお送りしており、各社債権者の皆様から債権届出書の送付を受け付けておりますが、ほふり制度の性質上、債権届出を頂いた社債権者の皆様が記載どおりの社債を現に保有されているかどうか、社債の譲渡等が行われた場合にその取引内容がどのようなものか等の事実関係を当社として把握することができません。

かかる中、当社が債権届出につき認否（会社更生法 146 条 1 項）を行うため、本件社債につきましては、下記の要領に基づき必要書類のご提出をお願い申し上げます（別紙 1 に具体例をご用意しておりますので、あわせてご覧ください。）。社債権者の皆様におかれましては、何卒ご理解のうえ、ご協力のほどをお願い申し上げます。

なお、必要書類をご送付頂けない場合には、当該債権届出に対して異議を述べざるを得ず、また当社の会社更生手続上債権者として取り扱われないために、配当を受けられなくなる可能性もあります。そのため、本件社債を現に保有されている社債権者の皆様に限らず、本件社債の取得を検討されている方におかれましても、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬具

¹ かかる情報提供のお願いにつきましては、当社ホームページ（2010 年 10 月 31 日付「一般債振替制度に基づく情報提供について」）においても記載しております。

記

1 本件社債の元本債権及び利息債権・遅延損害金債権の届出に関する証拠書類について

下記ア乃至エに従い、社債権者の皆様の本件社債の口座残高が記載された「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「振替法」といいます。）277条の規定による証明書（以下、「277条証明書²」）を、平成23年3月18日（必着）までに、別紙2(1)記載の送付先までご郵送ください³（会社更生規則44条1項に基づく、更生債権に関する証拠書類の送付のお願いとなります）。当社は、ご提出頂いた277条証明書に従って、本件社債の届出に係る認否を行い、必要な277条証明書をご提出頂けない場合は、債権届出を認めない予定ですので、ご注意ください。

ア 元本債権に係る更生債権を届け出た場合

平成23年2月28日時点で本件社債を保有していたことを確認するために、同日時点の口座残高が記載された277条証明書をご提出ください。

イ 本件社債の直前の利払期日の翌日（平成22年6月5日）から平成22年9月28日までの期間の本件社債の利息債権に係る更生債権を届け出た場合

平成22年9月28日時点で本件社債を保有していたことを確認するために、同日時点の口座残高が記載された277条証明書をご提出ください。

ウ 平成22年9月29日以降平成23年2月28日までの期間の遅延損害金債権に係る更生債権を届け出た場合

当該期間の毎営業日において本件社債を保有していたことを確認するために、当該毎営業日の口座残高が記載された277条証明書をご提出ください。

エ 平成23年3月1日以降の遅延損害金（額未定）に係る更生債権を届け出た場合

平成23年2月28日時点で本件社債を保有していたことを確認するために、同日時点の口座残高が記載された277条証明書をご提出ください。

平成22年9月29日以降に本件社債について債権の譲渡があった場合には、

² 277条証明書の取得方法につきましては、社債権者の皆様が口座を開設されている振替機関又は口座管理機関に対してお問い合わせください。

³ 債権届出書の提出期限は平成23年2月28日となっており、277条証明書は必ずしも債権届出書と同時に提出頂く必要はございません。まずは、お早めに債権届出書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

下記2についてもあわせてご確認ください。

2 債権の譲渡について

(1) 既に債権届出がなされた本件社債を譲り受けられた方

債権届出がなされた本件社債について譲渡等がなされた場合、振替法上の振替手続とは別に、譲渡人及び譲受人が共同して届出名義変更届出書(会社更生法141条)を作成し、別紙2(2)記載の送付先までご郵送ください。届出名義変更届出書の様式については、本書面の別紙3として添付していますのでご確認ください。

届出名義変更届出書に関しては、譲受人の代表者資格証明書(又は商業登記事項証明書)に加え、以下の区分に応じて必要書類をあわせてご提出くださいますようお願い申し上げます。

ア 元本債権に関する届出名義変更届出書の添付書類

譲受人及び譲渡人それぞれの、譲渡日前営業日及び譲渡日の口座残高が記載された 277条証明書

イ 利息債権に関する届出名義変更届出書の添付書類

利息債権の譲渡に係る対抗要件として送付された 債権譲渡通知書の写し

ウ 遅延損害金債権に関する届出名義変更届出書の添付書類

遅延損害金債権の譲渡に係る対抗要件として送付された 債権譲渡通知書の写し

なお、利息債権及び遅延損害金債権(元本債権の譲渡前に生じた部分に限ります。)に係る譲渡につきましては、民法上の指名債権譲渡の方法による権利移転となりますので、かかる権利移転につき 対抗要件の具備を行ってください。権利移転に係る対抗要件としての通知の送付先は、別紙2(1)記載の宛先となります。

(2) 債権届出がなされていない本件社債を譲り受けられた方

債権届出がなされていない本件社債を、平成22年9月29日以降に譲り受けられた方は、平成23年2月28日(必着)までに、別紙2(2)記載の送付先まで債権届出書をご郵送ください。また、債権届出をして頂いた後、平成23年3月18日(必着)までに、以下のア乃至ウ記載の当該届出のための証拠書類を別紙2(1)記載の送付先までご郵送ください。

ア 元本債権

平成 23 年 2 月 28 日時点における譲受人の口座残高が記載された 277 条証明書。

イ 利息債権

平成 22 年 9 月 28 日時点における本件社債の保有者の口座残高が記載された 277 条証明書⁴。

ウ 遅延損害金債権

平成 22 年 9 月 29 日（譲渡人が同日以降に本件社債の元本債権の保有を開始した場合には、当該保有開始日）から、譲受人が譲渡人から本件社債の元本債権を譲り受けた日までの期間の毎営業日における譲渡人の口座残高が記載された 277 条証明書⁵、及び当該譲受日から平成 23 年 2 月 28 日までの期間の毎営業日における譲受人の口座残高が記載された 277 条証明書。

なお、利息債権及び遅延損害金債権（元本債権の譲渡前に生じた部分に限ります。）に係る譲渡につきましては、民法上の指名債権譲渡の方法による権利移転となりますので、かかる権利移転につき対抗要件の具備を行ってください。また、平成 22 年 9 月 29 日以降に債権譲渡が繰り返された場合、各譲渡について民法上の対抗要件を具備して頂くことが必要ですので、ご注意ください。権利移転に係る対抗要件としての通知の送付先は別紙 2(1)記載の宛先となります。

以上

（お問い合わせ先）

更生会社 株式会社武富士 財務部経理部財務課 社債担当

電話 03-3365-8060（土日祝日を除く受付時間 9 時から 17 時 30 分）

F A X 03-3365-8070

メール zaimu@takefuji.co.jp

⁴ 利息債権の譲渡が繰り返され、譲受人が平成 22 年 9 月 28 日時点における本件社債の保有者から直接利息債権を譲り受けた場合でなくとも、平成 22 年 9 月 28 日時点における本件社債の保有者の口座残高を証明する 277 条証明書が必要になりますので、ご注意ください。

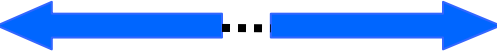
⁵ 譲渡人以前の本件社債の保有者の元で発生した遅延損害金債権も譲り受ける場合、平成 22 年 9 月 29 日以降に譲渡人以前の保有者が本件社債を保有していた期間の毎営業日における当該保有者の口座残高を証明する 277 条証明書も必要となりますので、ご注意ください。

別紙 1

- 1 本件社債の元本債権及び利息債権・遅延損害金債権の届出に関する証拠書類
→277条証明書をご提出ください。

(例) Aが平成22年9月28日以前から保有する本件社債の元本債権及び利息・遅延損害金債権について、債権届出を行った場合。

	H22.9.28	H22.9.29 H23.2.27	H23.2.28
元本債権(及び平成23年3月1日以降の遅延損害金債権)			①
利息債権(平成22年6月5日～同年9月28日)	②		
遅延損害金債権(平成22年9月29日～平成23年2月28日)		③	



Aは以下の277条証明書を提出することが必要です。

①元本債権(及び平成23年3月1日以降の遅延損害金債権)	平成23年2月28日のAの277条証明書
②利息債権	平成22年9月28日のAの277条証明書
③遅延損害金債権	平成22年9月29日から平成23年2月28日の期間の各営業日のAの277条証明書

2 債権の譲渡があった場合

- (1) 既に債権届出がなされた本件社債を譲り受けられた方

→届出名義の変更届出書及び必要な添付書類をご提出ください。

また、利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、民法上の債権譲渡にかかる対抗要件を具備して頂く必要があります。

(例) Aが保有し債権届出を行った本件社債について、Bが譲り受け、届出名義の変更を行う場合

平成22年9月28日 A保有

平成23年2月20日 A債権届出(元本債権及び利息・遅延損害金債権)

平成23年3月4日 A、届出債権に係る277条証明書提出

平成23年3月31日 A→B、元本債権及び利息・遅延損害金債権譲渡

利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、民法上の対抗要件として、債権譲渡通知をご送付ください。

また、元本債権及び利息・遅延損害金債権の届出名義変更届出書には、Bの代表者資格証明書及び以下の書類を添付してください。

①元本債権及び 平成 23 年 3 月 1 日以降の 遅延損害金債権	A、B それぞれの、平成 23 年 3 月 30 日及び 31 日の 277 条証明書
②利息債権	A→Bの譲渡の対抗要件として送付された債権譲渡通 知書の写し
③平成 22 年 9 月 29 日～ 平成 23 年 2 月 28 日の 遅延損害金債権	A→Bの譲渡の対抗要件として送付された債権譲渡通 知書の写し

(2) 債権届出がなされていない本件社債を譲り受けられた方

→債権届出書をご提出の後、証拠書類をご提出ください。また、利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、民法上の債権譲渡にかかる対抗要件を具備して頂く必要があります。

(例) 債権届出がなされていない本件社債について、A→B→C→D と譲渡がなされた場合

平成 22 年 9 月 28 日 A 保有
平成 22 年 11 月 4 日 A→B 譲渡
平成 22 年 12 月 8 日 B→C 譲渡
平成 23 年 1 月 27 日 C→D 譲渡

利息及び遅延損害金債権の譲渡については、民法上の対抗要件として、債権譲渡通知をご送付ください。

Dは、元本債権及び利息債権・遅延損害金債権の届出を行ってください。

また、債権届出の後、以下の書類をご提出ください。

①元本債権及び 平成 23 年 3 月 1 日 以降の遅延損害金	平成 23 年 2 月 28 日時点のDの 277 条証明書
②利息債権	平成 22 年 9 月 28 日時点におけるAの 277 条証明書 及び A→B、B→C、C→Dの各譲渡の対抗要件として送付された債権 譲渡通知書の写し
③平成 22 年 9 月 29 日 ～平成 23 年 2 月 28 日 の遅延損害金債権	平成 22 年 9 月 29 日～平成 22 年 11 月 4 日のAの 277 条証明書 平成 22 年 11 月 4 日～平成 22 年 12 月 8 日のBの 277 条証明書 平成 22 年 12 月 8 日～平成 23 年 1 月 27 日のCの 277 条証明書 平成 23 年 1 月 27 日～平成 23 年 2 月 28 日のDの 277 条証明書 及び A→B、B→C、C→Dの各譲渡の対抗要件として送付された譲渡 通知書の写し

別紙2 書類送付先

- (1) 本件社債の元本債権及び利息債権・遅延損害金債権の届出に関する証拠書類、及び債権譲渡の対抗要件としての通知の送付先

〒163-8654

東京都新宿区西新宿8丁目15番1号

更生会社 株式会社武富士 9階財務経理部財務課 社債担当 行き

- (2) 債権届出書、名義変更届出書及びそれらの添付書類

〒163-8654

東京都新宿区西新宿8丁目15番1号

東京地裁平成22年(ミ)第12号会社更生事件

送付事務取扱担当

更生会社株式会社武富士 管財人 小畑英一 行き

届出番号

届出名義変更届出書

事件番号 平成22年(ミ)第12号
 更生会社 株式会社武富士

上記会社の更生手続開始申立事件について、下記譲渡人及び譲受人間において、平成 年 月 日下記更生債権を譲渡致しましたので、更生債権等届出名義を変更されたく届け出ます。

- 更生債権者

住 所
 氏名 (商号)
 (代表者名)

- 債権の内容及び原因

合 計 金 _____ 円

添付書類

1. (元本債権に関する届出名義の変更)

譲渡人及び譲受人のそれぞれの、譲渡日前営業日及び譲渡日の口座残高が記載された「社債、株式等の振替に関する法律」第277条証明書：各1通

2. (利息債権に関する届出名義の変更)

更生債権譲渡通知書(写)：1通

3. (遅延損害金債権に関する届出名義の変更)

更生債権譲渡通知書(写)：1通

4. 譲受人の代表者資格証明書 (又は商業登記事項証明書)：1通

平成 年 月 日

譲渡人 住 所
 氏名 (商号)
 (代表者名)

印

譲受人 住 所
 氏名 (商号)
 (代表者名)

印

郵便物等受取場所